

ヘーベル電気RE100メニュー
個別要綱
(低圧)

2021年11月1日実施

旭化成ホームズ株式会社

本則

1. 適用

- (1) 旭化成ホームズ株式会社（以下、「取次店」といいます。）は、旭化成株式会社（以下、「小売電気事業者」といいます。）による電力供給を取次し、お客さまと低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結します。
- (2) この個別要綱は、取次店と需給契約を締結し、取次店が別途定める、旭化成ホームズ株式会社電力供給約款（以下「供給約款」といいます。）の別表2-1、別表2-2の契約種別の適用を受けているお客さまが、小売電気事業者が一般社団法人日本卸電力取引所及び相対取引から調達した電気に、再生可能エネルギー指定の非化石証書の環境価値を組み合わせることで、実質的にCO2排出量ゼロの電気を供給することを希望し、取次店がこれに応じた場合、取次店が当該お客さまにCO2 排出量を調整したメニュー（「ヘーベル電気RE100メニュー」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと取次店が合意したときに適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー指定の非化石証書は取次店とご契約いただいている卒FIT電源（再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT」といいます。）による買取期間が満了した発電設備）及び取次店が保有する非FIT電源（FITの対象とならない再生可能エネルギーの発電設備）由来を基本としますが、インバランス発生や修繕、事故、系統からの出力抑制依頼などやむを得ない場合には、非化石価値取引市場より調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書によりCO2排出量ゼロの電気を供給いたします。
- (4) この個別要綱は、供給約款と一体のものとし、かつ、取次店とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして、適用いたします。なお、供給約款が変更された場合は、変更後の供給約款によります。
- (5) この個別要綱に定める事項について、供給約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、供給約款によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。

2. 個別要綱の変更

取次店は、この個別要綱の内容を変更することがあります。その場合、取次店は変更後の個別要綱の内容をウェブサイトまたは電子メールその他の取次店が適切と考える方法により周知することとします。また、当該変更をおこなう事項のみを説明し、お知らせいたします。効力発生時期が到来した後の条件は、変更後の個別要綱によります。

3. メニューの成立および適用期間

- (1) ヘーベル電気RE100メニューは、お客さまの当該メニューへの申込みに対して、取次店が承諾したときに成立いたします。なお、当該メニューへの申込みは、取次店が定める方法にて受け付けます。
- (2) ヘーベル電気RE100メニューの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日（成立日から期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いヘーベル電気RE100メニューの適用期間も延長するものといたします。
- (3) お客さまは、ヘーベル電気RE100メニューの適用を終了することを希望する場合は、あらかじめ取次店に申し出ていただきます。ただし、終了日は原則、申し出を行った直後の検針日といたします。

4. 料金

お客さまがこの個別要綱の適用を受ける場合の需給契約にかかる電力量料金単価は、供給約款の別表2-1、別表2-2の契約種別に規定された電力量料金単価に次のヘーベル電気RE100メニュー料金単価を加えた電力量料金単価といたします。

ヘーベル電気RE100 料金単価

1キロワット時につき	4円00銭
------------	-------

取次店と卒FIT電源の売電契約をご契約いただいているお客さまに適用される料金単価は、1キロワット時につき1円60銭となります。

5. 料金の変更

- (1) 取次店は、調達コストの変動その他の合理的理由によりヘーベル電気RE100メニューの料金変更が必要となる場合は、料金を変更することがあります。その場合、取次店は変更後の新たな料金、およびその適用開始日をウェブサイトまたは電子メールその他の取次店が適切と考える方法により周知することとします。
- (2) 変更後の新たな料金に異議がある場合は、新たな料金の適用開始日までに、取次店に申し出ていただくことで当該メニューを終了することができます。この場合には、原則、申し出を行った直後の検針日にて当該メニューを終了するものとし、変更前の料金にて当該メニューにかかる料金をお支払いいただくものといたします。
- (3) 変更後の新たな料金の適用開始日までに、お客さまより取次店へ当該メニューの終了の連絡がない場合は、お客さまは変更後の新たな料金を承諾したものとみなし、検針日より変更後の新たな料金を適用いたします。

6. ヘーベル電気RE100メニューの提供中止

取次店は、天変地異、戦争、法令の制定または改廃その他取次店の責めに帰すべからざる事由の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。なお、この場合には、取次店は、対象となるお客さまに対し、ヘーベル電気RE100メニューの提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また、取次店および小売電気事業者は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

7. 電源構成等の掲載

取次店の電源構成もしくは非化石証書の使用状況および当該計画値または当該実績値については、取次店所定のウェブサイトに掲載いたします。

附則（実施期日）

この個別要綱は、2021年11月1日から実施いたします。

以上